

●香川県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年7月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|-----------------------------------|
| 観音寺市本大町字井手北1698番14地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。) | 8.6~13.4 | 11 | 平成28年香川県告示第 220号で変更した区域 の一部 |
| 観音寺市本大町字井手南1641番2地先 から 観音寺市本大町字本村道東1490番1地 先まで | 13.5~18.8 | 50 | |

- 4 供用開始の期日 令和3年7月9日